

1分 で分かる！官談法＜事例編＞



ちょっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

① 談合の明示的な指示

【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する



A社は〇〇円、
B社は〇〇円を
受注目標額として
お互い調整してね



② 受注者に関する意向の表明

【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



今回の物件は、
あなたの会社に
受注してもらい
たいんだよね



③ 発注に係る秘密情報の漏えい

【例】公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



今公告してるあの
案件の予定価格は
大体1千万円だよ



④ 特定の談合の幫助

【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする



言われたとおりの
事業者で
指名競争入札を
するよ



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では、以上の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

裏面も
御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる！官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

入札談合等関与行為の事例



談合の明示的な指示

A庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りをを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側に伝達していた。

B市の職員は、同市が発注する建設工事について、繰り返し、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示することにより、入札参加業者に入札談合等を行わせていた。

受注者に関する意向の表明

C省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

発注に係る秘密情報の漏えい

D機構の職員は、機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

E省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

特定の談合の幫助

F市の特別理事は、F市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、F市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049